

政 府 首 相

No.240/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2021年2月24日

決 定

2045年を見据えた、2021年から2030年までの
国家電力開発マスタープランに係る審査決定委員会の設置に関して

政 府 首 相

2015年6月19日付政府組織法；2019年11月22日付政府組織法及び地方自治体組織法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2017年11月24日付計画法に基づき；

2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2019年5月7日付計画法の幾つかの条項の施行を詳細に規定する政令No.37/2019/NĐ-CPに基づき；

商工大臣の要請を踏まえ。

決定する：

第1条. 2045年を見据えた、2021年から2030年までの国家電力開発マスタープランに係る審査決定委員会（以下、単に「審査決定委員会」という。）を、以下の主要な内容で設置する：

1. 審査決定委員会の構成

a) 審査決定委員会の委員長：チン・ディン・ズン副首相

b) 審査決定委員会の各委員：

- 各々の（中央政府の）省の代表：商工省，計画投資省，財政省，交通運輸省，建設省，科学技術省，天然資源・環境省，農業・農村開発省，公安省，国防省，司法省，文化・スポーツ・観光省；

- ベトナム国家銀行の代表；

- 国家資本管理委員会の代表；

- 各々のグループの代表：ベトナム電力公社（EVN），ベトナム石油・ガス公社（PVN），ベトナム石炭・鉱物公社（Vinacomin）；

- 各々の総公社の代表：国家送電公社（EVN-NPT），ハノイ電力公社（EVN-HANOI），ホーチミン電力公社（EVN-HCM），北部電力公社（EVN-NPC），中部電力公社（EVN-CPC），南部電力公社（EVN-SPC）；

- 電力開発マスタープランの分野において経験を有する各々のレビュアー、専門家（審査決定委員会の常務機関の提案に基づき、審査決定委員会の委員長の決定による）。

c) 上記の各々の機関は、審査決定委員会に参加する機関の代表を派遣すること、審査決定委員会の常務機関に送ることに関して、責務を有する。

2. 審査決定委員会の常務機関

- 審査決定委員会の常務機関は、商工省である。

- マスタープランの審査決定委員会の常務機関の責務及び権限は、2019年5月7日付政令 No.37/2019/ND-CP 第34条（当館注：次ページ参照）の規定に従って実施する。

3. 審査決定委員会の任務

審査決定委員会は、計画に関する法令の規定に従って、2045年を見据えた、2021年から2030年までの国家電力開発マスタープランを実施する任務を有する。

4. 審査決定委員会の活動の原則

委員会は兼務（非常勤）の形式で活動し、2045年を見据えた、2021年から2030年までの国家電力開発マスタープランが政府首相によって承認された後、活動を終了するとともに自動的に解体する。

5. 審査決定委員会の活動のための経費

審査決定委員会の活動のための経費は、計画に関する法令、国家予算に関する法令、公共投資に関する法令の規定に従って実施する。

第2条. 本決定は、署名の日から効力を有する。

第3条. 商工大臣、各々の審査決定委員会のメンバー及び関連する各々の機関、ユニットは、本決定を施行する責務を負う。

宛先:

- 第3条のとおり；
- 政府首相、各副首相；
- （中央政府の）省：商工省、計画投資省、財政省、交通運輸省、建設省、科学技術省、天然資源・環境省、農業・農村開発省、公安省、国防省、司法省、文化・スポーツ・観光省；
- ベトナム国家銀行；
- 国家資本管理委員会；
- 各グループ：EVN, PVN, Vinacomin；
- 国家送電公社（EVN-NPT）；
- 各電力総公社：ハノイ、ホーチミン、北部、中部、南部；
- 首相府：官房長官、各官房副長官、政府首相補佐官、各局：総合局、総合経済局、農業局、科学・教育-文化・社会局、法務局；
- 保管: VT, CN (2) .

首 相

（署名）

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。

(参考) 2019年5月7日付計画法の幾つかの条項の施行を詳細に規定する政令
No.37/2019/ND-CP (抄)

第34条. マスタープランの審査決定委員会の常務機関の責務及び権限

1. マスタープランの立案機関からマスタープランの審査決定委員会に送付され、審査決定のために提出された書類、資料を受領、検討及び処理すること。

2. マスタープランの審査決定の実施計画を立案し、(マスタープランの審査決定委員会の委員長に) 提出し、マスタープランの審査決定委員会の委員長が(計画を) 承認する、又は、マスタープランの審査決定委員会の結論に従って、決定又は承認とするに十分に要件を満たしていない場合において、マスタープランの審査決定を再度行う。

3. マスタープランの審査決定委員会のメンバーが、マスタープランに対して検討し、意見を述べるための書類、資料を提供すること。

4. マスタープランの審査決定委員会の会合の開催前に、マスタープランに関連する各々のトピックを評価する会合、会議、セミナーの開催許可をマスタープランの審査決定委員会の委員長に要請すること。

5. レビューアーによる鑑定、評価の各々の意見、マスタープランの審査決定委員会のメンバーの意見、独立した審査諮問による意見(ある場合)、戦略的環境評価を実施しなければならないマスタープランに対する戦略的環境評価報告書の審査決定機関の意見及びその他の意見を取りまとめ、マスタープランの審査決定委員会に報告すること。

6. マスタープランの審査決定委員会がマスタープランの審査決定に係る会合の期日を進めるために必要な各々の条件を整えること。

7. マスタープランの審査決定に係る会合の議事録を作成すること。

8. マスタープランの審査決定委員会の結論に従って、マスタープランに係る報告書、戦略的環境評価報告書及び関連する各々の資料の修正、補充、完成を立案機関に要求すること。

9. 主導し、マスタープランの戦略的環境評価報告書の審査決定機関と協働し、以下を実施すること：各々の説明内容をレビューし、審査決定に係る意見を受領し、マスタープランの戦略的環境評価報告書の審査決定内容の全てを含むマスタープランの審査決定報告書を作成する；マスタープランの審査決定報告書のドラフトに対するマスタープランの審査決定委員会の各々のメンバーの文書による意見を収集する；マスタープランの審査決定報告書を完成させ、(マスタープランの審査決定委員会の委員長に) 提出し、マスタープランの審査決定委員会の委員長が承認する。

10. 主導し、マスタープランの審査決定委員会のメンバーと協働し、以下を実施すること：マスタープランの審査決定委員会の結論に従って、補充され、完成されたマスタープランの書類、資料をレビューする；マスタープランの書類、資料に捺印し、認証する。

11. 実施のために自身の機関、ユニットの経費、機器、手段及び印章を使用すること。